

# 江東区協働事業提案制度の 見直しについて（案）

令和 4 年 ● 月

江東区

## 目次

1 協働事業提案制度とは	2
1-1 経緯	2
1-2 位置づけ	3
2 現状と課題	4
3 見直し後の提案制度	6
3-1 目的	6
3-2 提案団体の要件	6
3-3 募集内容	7
3-4 提案制度による事業実施期間	7
3-5 スケジュール及び流れ	8
3-6 採択数	14
3-7 選考基準	14
3-8 予算及び区負担経費	15
3-9 事業評価	15
4 今後の課題	16
5 参考資料	17
1 協働事業提案制度の件数推移	17
2 江東区協働事業提案制度採択事業一覧	18
3 令和5年度の提案制度	21
4 名簿	23
5 要綱	26
6 会議開催経緯	32

# 1 協働事業提案制度とは

## 1-1 経緯

地域貢献活動団体等の専門性、機動性を効果的に行政サービスに取り入れ協働を推進するとともに、団体へ活動の場を提供することによって団体の育成及び活動の活性化を図るため、職員の意識啓発の一環として、平成22年度から令和4年度までの間、江東区協働事業提案制度（以下「提案制度」とします。）を実施してきました。

提案内容は、団体の専門性、独自性を活かした自由な発想による事業提案である「自由提案」と、区が提起した課題に対する、団体の専門性、ノウハウを活かした事業提案である「課題提案」とし、5月から8月までの間に、説明会から提案事業の募集、学識経験者、公募区民等から構成される江東区区民協働推進会議（以下「推進会議」とします。）で一次審査（書面審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行ってきました。

平成27年度には、提案制度の見直しについて検討する江東区協働事業提案制度見直し検討ワーキンググループを推進会議の中に設置しました。ここでは、次の項目について見直しを図りました。

(1) スケジュールの変更	事前相談、事前協議を導入
(2) 実施期間	原則1年とし、2年の提案も可
(3) 協働の理解 (4) 事業効果・目的 (5) 実現性 再委託の制限	提案前の事前協議において、区・団体双方に協働の理解を図る。 協働事業提案制度によらない協働事業を実施できるよう調整していく。
(6) 経費の妥当性	人件費、委託料の構成割合に上限を設定 報償費の基準単価の設定
(7) 審査の透明性 審査基準 (点数)の公開	審査基準を再定義するとともに、最低点を設定

平成28年度からは、上記の見直しを踏まえて提案制度を継続してきました。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により事業の募集を中止しましたが、令和4年度までに●事業が提案され、●事業が採択、●事業が実施されました。（参考資料1 協働事業提案制度の件数推移、2 江東区協働事業提案制度採択事業一覧参照）

## 1-2 位置づけ

江東区長期計画（令和2年度から令和11年度）においては、計画推進の視点の3点の1つ目として「1 協働の視点に立った課題解決」が挙げられています。

また、計画の実現に向けて、「実現1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現」が掲げられており、「協働事業提案制度」等により協働の取組を進めています。

「協働事業提案制度」における事業提案件数及び採択件数は、計画の実現にかかる「現状・取組状況」の指標として位置づけられています。

## 2 現状と課題

制度開始から10年以上が経過し、ここ数年は提案数の減少、提案団体の同質化が見られること、採択された事業が継続されないことなどを踏まえ、令和3年6月に職員及び提案制度で採択された団体双方にアンケートを実施しました。

アンケートにより整理した提案制度の課題は、区と団体との間において十分な協議が図られないまま採択されてしまうこと、職員の負担感が大きいこと、公平性の担保が図られていないこと、団体、区双方の指南役、相談役が不足していることなど、協働事業を推進するための環境整備が不十分であることのほか、事業の継続性がないことが挙げられました。

これらのアンケート結果を踏まえ、提案制度の見直しを進めるため、令和3年9月に部長級職員14名で構成される江東区協働推進検討委員会（以下「検討委員会」とします。）及び検討委員会の実務検討主体として課長級職員15名で構成される江東区協働推進検討委員会幹事会（以下「幹事会」とします。）を立ち上げました。これらの庁内会議のほか、推進会議においても検討しました。

アンケートの結果及び検討委員会、幹事会、推進会議における検討により、提案制度の検討事項は次の内容となりました。

課題項目（大）	課題項目（中）	検討事項
協働事業を推進するための環境整備	十分な協議が図られないまま採択される。	・募集から採択までのスケジュール、流れの見直し
		・推進会議の役割（審査、評価のあり方）
		・提案事業の選考基準の見直し、選考過程、結果の開示のあり方の検討
	職員の負担感が大きい	・職員の意識啓発の検討
	公平性の担保	・提案できる団体の要件や事業の基準の見直し
指南役・相談役の不足	指南役・相談役の不足	・団体、区双方のコーディネート機能の検討
		・区側に事業提案をしたときに理解を得られなかった場合の対応
事業の継続性		・継続性の定義
		・協働事業として採択された事業の事業期間の設定の見直し
		・事業1件当たりの事業費上限の設定の見直し
		・協働事業の予算の立て方の見直し

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業終了後の提案団体の財源確保等、財政面での支援のあり方の検討</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案制度の継続の必要性について</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案制度の目的について</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業の相手又は提案制度の提案団体の範囲の整理</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由提案と課題提案の類別の必要性</li> </ul>

これらの検討課題を踏まえ、提案制度を見直し、令和5年度から実施します。

## 3 見直し後の提案制度

### 3-1 目的

様々な地域課題の解決に地域貢献活動団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、制度を通して、区内の地域貢献活動団体等の活動の活性化に寄与することを目的とします。

### 3-2 提案団体の要件

提案できる団体は、次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 区内で1年以上公益活動を行い、5人以上の会員で組織されている団体で、提案事業を適正に遂行できる能力があること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）、構成員の名簿を備えていること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 団体責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。
- (5) 事業終了後の実績、成果、収支報告ができること。
- (6) 宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 提案時点で区と提案制度による協働を実施していないこと。

#### 団体の例

NPO法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、  
事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合）

### 3-3 募集内容

団体の専門性、独自性を活かした自由な発想により、地域課題を解決する事業（自由提案）又は 区が提起した課題に対する、団体の専門性、ノウハウを活かし、区とともに実施する事業提案（課題提案）を募集します。

事業の要件は、次のとおりとします。

- (1) 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できるもの。
- (2) 具体的効果又は成果により、区民満足度の向上を図ることができるものであること。
- (3) 区と団体の協議の結果、協働の役割分担が明確かつ妥当であること。
- (4) 地域特性を考慮し、課題解決のための新たな視点を持ったものであること。
- (5) 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績や特性を活かし、実施できるものであること（アイデアのみの提案ではないこと。）。

次の事業は、対象外とします。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 学術的な研究を目的とした事業
- (3) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (4) 特定地区の住民の交流事業等、親睦会的な事業
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とした事業
- (6) 区への一方的な要望や政策提案にすぎないもの。
- (7) 国、地方公共団体及びそれら外郭団体から助成を受けている事業又は受ける予定がある事業

### 3-4 提案制度による事業実施期間

提案制度により区が事業費を負担する期間は2年度を上限とし、提案内容により決定します。3年度目以降は、事業の主管課において予算化するか、団体が財源を確保して実施していくこととします。



### 3-5 スケジュール及び流れ

#### 1 自由提案

##### (1) 相談（随時）

- ・提案制度を検討する団体は、中間支援組織に相談する。
- ・相談は随時可能とする。
- ・中間支援組織は、**提案団体が要件を満たしており**、その内容が区との協働につながると思われる場合に、地域振興部につなぎ、その他の場合については、他制度の案内や別の組織につなぐなど、必要な対応を行う。

##### (2) 協議（相談後随時）

- ・地域振興部は、団体の提案内容が提案制度の趣旨、要件等に該当するものについて、**主たる所管課を特定し**、団体、所管課の3者で提案事業にかかる協議を行う。
- ・協議の中で、提案制度による取組が困難と判断する場合は、所管課はその理由を明示した書面を地域振興部に提出し、地域振興部が協議を終了する。
- ・引き続き協議をする場合は、提案に向けた事業計画、予算について整理していく。

##### (3) 説明会・募集（3月）

- ・毎年一度募集を行う。
- ・提案を予定している団体は説明会に出席し、当該年度の採択スケジュール、提出資料等について説明会で確認する。

##### (4) 提案（6月末）

- ・団体は、区との十分な協議の上、所管課を通して提案書を提出する。

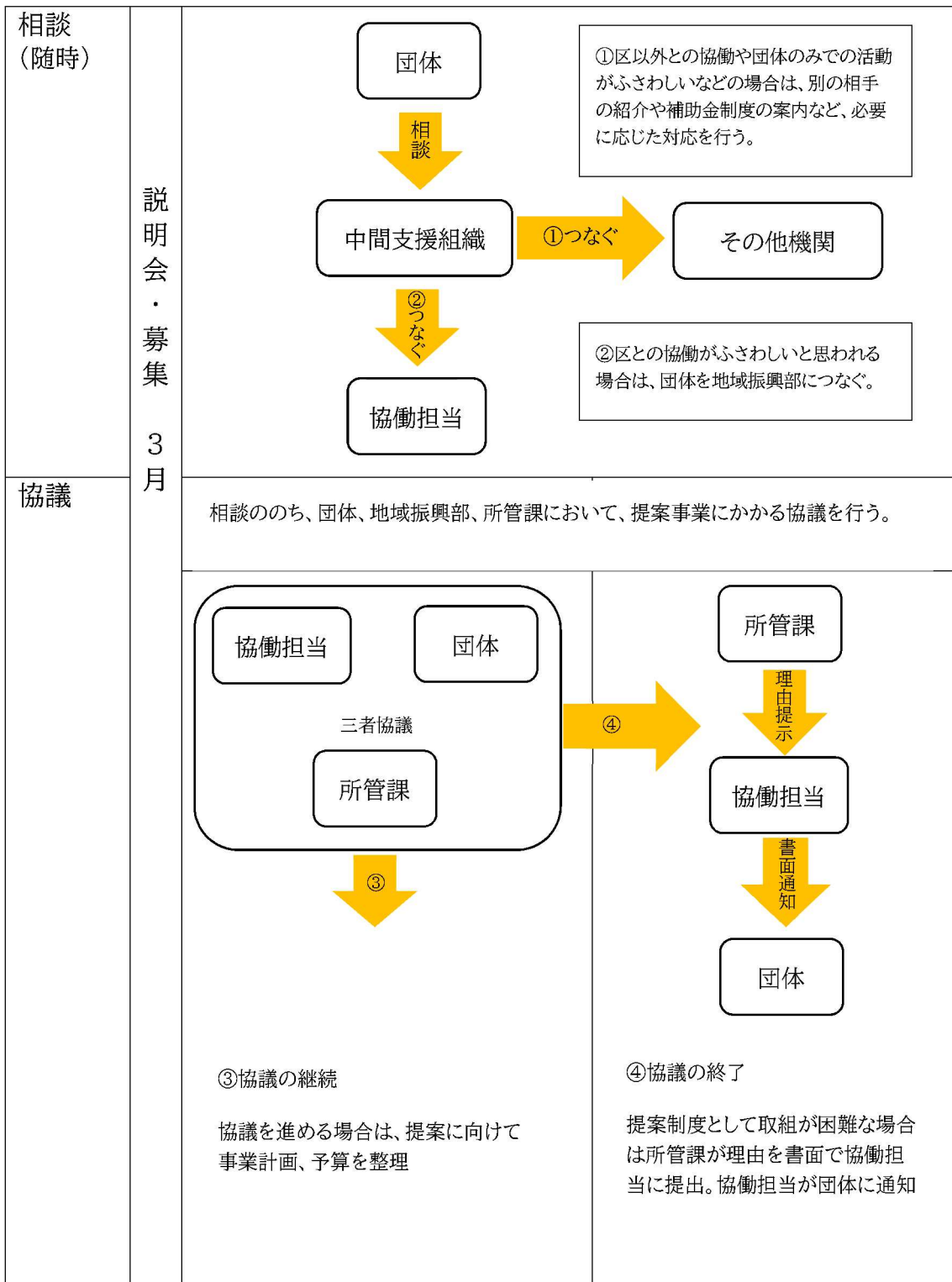
##### (5) 審査（意見聴取）・報告（7月～8月）

- ・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。プレゼンテーションは、団体及び所管課が実施し、審査は推進会議委員が行う。推進会議委員は、審査基準に基づき採点を行うほか、提案事業実施に向けた助言を行うこととする。
- ・**提案制度による取組が困難と判断し、区が協議を終了したものについては、地域振興部は、その提案内容、協議の終了事由等を推進会議に報告する。**

(6) 採択事業の決定・審査結果の公表（9月～）

- ・ 選考結果及び区が協議を終了した提案事業について、区長まで報告し、区長が採択事業を決定する。
- ・ 推進会議の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表し、不採択事業は団体及び所管課に開示する。

【自由提案の流れ】



<p>提案 (6月末)</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>区との十分な協議の上、所管課を通じて協働担当に提案書を提出</p>
<p>審査・報告 (7月～8月)</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p><b>審査</b></p> <p>審査方法・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査</p> <p>プレゼンテーションの実施者・団体及び所管課</p> <p>回数・1回</p> <p>推進会議の任務・審査基準に基づく採点及び提案事業実施に向けた助言</p> <p><b>報告</b></p> <p>事務局は、区が協議を終了した提案事業について、推進会議に報告</p>
<p>採択決定・ 結果公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考結果を区長に報告し、区長が採択事業を決定</li> <li>・区が協議を終了した提案事業について、区長まで報告</li> <li>・推進会議の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示</li> </ul>

## 2 課題提案

### (1) 課題提案の募集（11月～12月）

- ・地域振興部は、区から提起する課題を各部（課）に調査する。
- ・地域振興部は、所管課からの課題提案内容を中間支援組織と共有する。

### (2) 課題提案の公表（2月）

- ・地域振興部及び中間支援組織は、区から提起する課題をホームページ等で周知する。

### (3) 説明会・募集（3月）

- ・毎年一度募集を行う。
- ・提案を予定している団体は説明会に出席し、当該年度の採択スケジュール、提出資料等について説明会で確認する。

### (4) 相談（課題公表後）

- ・団体は、中間支援組織に相談する。
- ・中間支援組織は、提案団体が要件を満たしており、提案内容が課題に対応した内容と思われる場合はその団体を地域振興部につなぐ。
- ・その他の場合については、他制度の案内や別の組織につなぐなど、必要な対応を行う。

### (5) 協議（相談後）

- ・地域振興部は、団体、所管課の3者で提案事業にかかる協議を行う。
- ・協議の中で、団体の提案内容が課題解決につながらないと思われるものなど、提案制度の趣旨に照らして実施が困難と判断される場合は、所管課はその理由を明示した書面を地域振興部に提出し、地域振興部が協議を終了する。
- ・上記の事由に該当しない場合は、各提案団体と引き続き協議を進め、提案に向けた事業計画、予算について整理していく。

### (6) 提案（6月末）

- ・団体は、区との十分な協議の上、所管課を通して提案書を提出する。

### (7) 審査（意見聴取）・報告（7月～8月）

- ・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。

・所管課は、団体のプレゼンテーションに先立ち、課題提案の内容や団体との協議状況について推進会議に説明を行う。その後、各団体がプレゼンテーションを実施する。

・審査は推進会議委員が行う。推進会議委員は、審査基準に基づき採点を行うほか、提案事業実施に向けた助言を行うこととする。

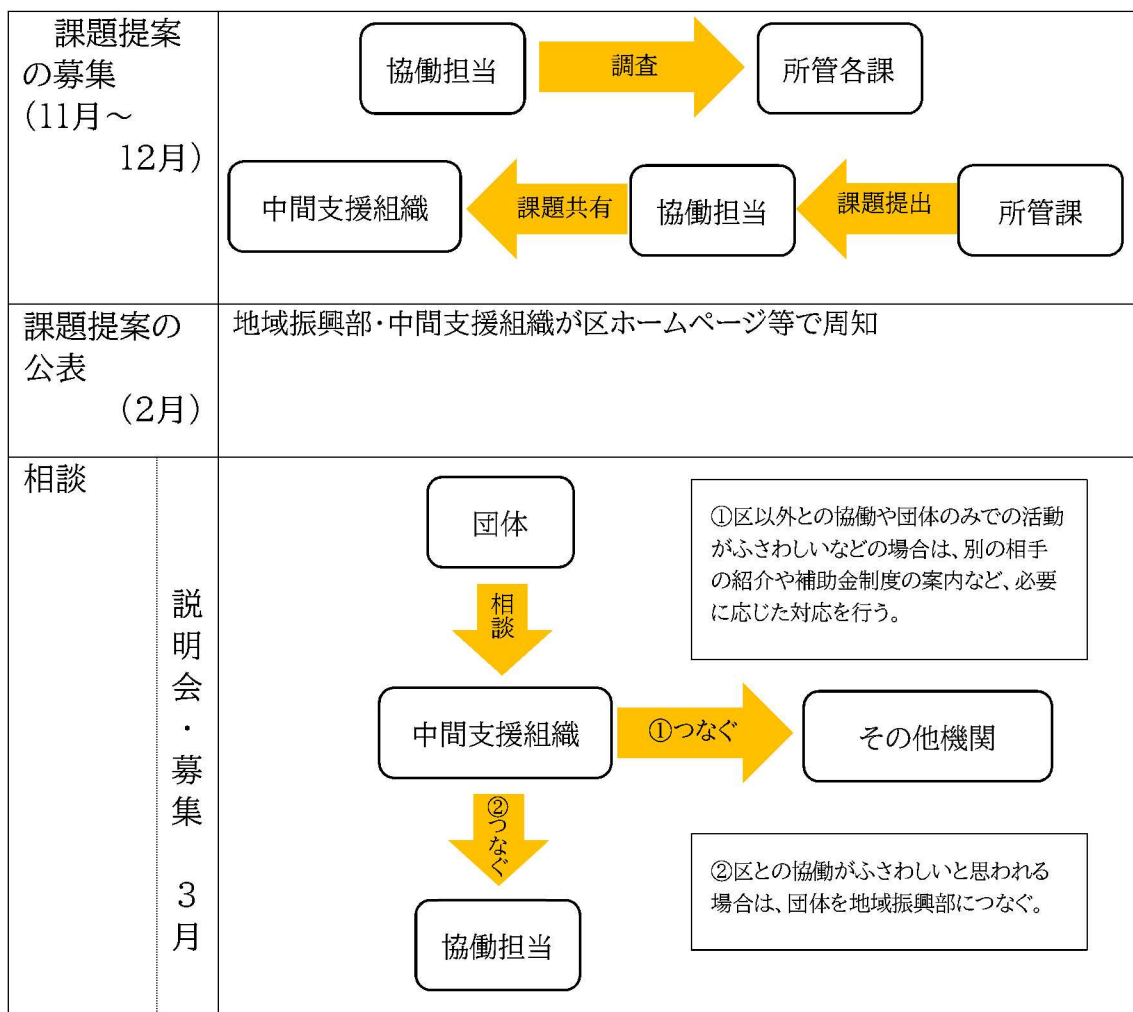
・提案制度による実施が困難と判断し、区が協議を終了したものについては、地域振興部は、その提案内容、協議の終了事由等を推進会議に報告する。

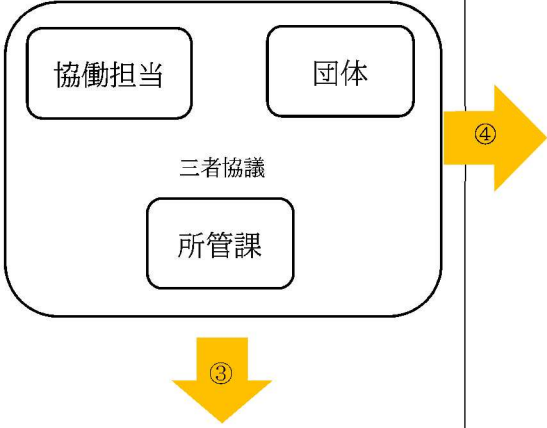

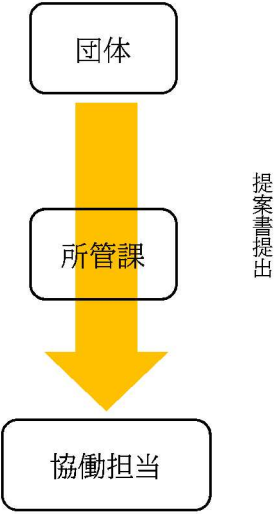
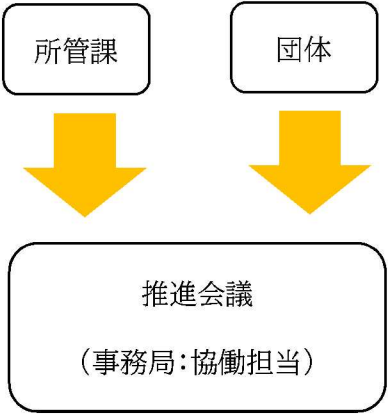
(8) 採択事業の決定・審査結果の公表（9月～）

・選考結果及び区が協議を終了した提案事業について、区長まで報告し、区長が採択事業を決定する。

・推進会議の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表し、不採択事業は団体及び所管課に開示する。

【課題提案の流れ】



<p>協議</p>	<p>相談ののち、団体、地域振興部、所管課において、提案事業にかかる協議を行う。</p>  <p>③協議の継続</p> <p>協議を進める場合は、提案に向けて事業計画、予算を整理</p>	 <p>④協議の終了</p> <p>提案制度として取組が困難な場合は所管課が理由を書面で協働担当に提出。協働担当が団体に通知</p>
<p>提案(6月末)</p>	 <p>提案書提出</p>	<p>区との十分な協議の上、所管課を経由して協働担当に提案書を提出</p>
<p>審査・報告 (7月～8月)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査方法・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査</li> <li>・回数・1回</li> <li>・役割</li> </ul> <p>所管課・提起課題の内容、団体との協議の状況を推進会議に説明する。</p> <p>団体・推進会議に提案内容のプレゼンテーションを実施</p> <p>推進会議・審査基準に基づく採点及び提案事業実施に向けた助言</p>

	事務局は、区が協議を終了した提案について、推進会議に報告
採択決定・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考結果を区長に報告し、区長が採択事業を決定</li> <li>・区が協議を終了した提案内容について、区長まで報告</li> <li>・推進会議の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示</li> </ul>

### 3-6 採択数

3事業を目安とします。

### 3-7 選考基準

推進会議委員は、下記の基準に基づき、採点を行い、総合的な評価により、採択事業を決定します。

項目	評価・審査の視点
団体の要件	・団体が備えるべき要件を満たしているか
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により達成しようとする目標や成果は明確か</li> <li>・地域課題（区民・地域ニーズ）の認識・分析は的確か</li> </ul>
協働の必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題解決のために協働という手法が必要か</li> <li>・相乗効果、波及効果、区民サービスの向上が期待でき、区が関わることが相応しい事業か</li> <li>・地域住民の参画が期待できるか</li> <li>・行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか</li> </ul>
実効性・計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を考慮した事業内容か</li> <li>・団体の活動に基づいた、新しい視点と創意による事業内容か（単なる団体の活動内容の提案になっていないか）</li> <li>・団体に事業を遂行できる能力（意欲・責任等）があるか</li> <li>・事業を実施するうえで、団体として必要な知識や経験を有した適正な人員を確保できているか</li> <li>・事業計画、スケジュール、事業期間に問題はないか</li> </ul>
公益性	・社会的公益性、地域課題の解決への取組は十分であるか
将来性	・事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性はあるか

	・事業を継続していくために、資金や人材の確保に努めているか
予算	・費用対効果の視点に立って予算を積算しているか

### 3-8 予算及び区負担経費

一事業当たり200万円を上限とします。

経費については次のとおりとします。

費目	費用の例
人件費 (区負担額の50%まで)	事業実施にかかる人件費、臨時的雇用 等
報償費	講師謝礼、指導員謝礼 等
委託料 (区負担額の40%まで)	印刷費、デザイン料、一時保育、警備、イベント設営費用等
交通費	人件費、報償費に伴う交通費(実費) 等
賃借料	会場使用料、器具使用料、駐車場使用料 等
消耗品費	文房具、用紙、プリンターインク 等
保険料	イベント保険、ボランティア保険 等
通信・運搬費	チラシ、資料の送付費用 等

### 3-9 事業評価

#### (1) 中間報告

提案団体は、事業実施年度ごとに一度、当該年度の事業の実施内容や成果を発表します。報告会は、公開で行います。

#### (2) 事業報告

提案団体及び所管課は、事業終了年度の翌年度に、実施事業の課題や成果について自己評価するとともに推進会議による評価を受けます。



## 4 今後の課題

### (1) 令和5年度の提案制度

中間支援組織の開設日を考慮し、参考資料3のとおり運用します。

### (2) 職員の意識啓発

協働に関する職員の意識啓発については、新規採用職員への研修を実施していますが、必要に応じその他の意識啓発についても検討していきます。

### (3) 提案制度の進め方の見直しについて

今後、中間支援組織による区民、地域貢献活動団体、区、企業のコーディネーションが進んでいく中で、提案制度の募集、所管課との調整を中間支援組織が担うなど、提案制度の進め方を見直すことも検討していきます。